

第4回 由仁町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年4月25日 午後6時から

2 開催場所 由仁町役場3階委員会室

3 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第1号 土地の賃貸借解約通知について
(2件)

日程第4 議案第2号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
(所有権移転15件、賃貸借6件)

- | | | | |
|--------------|----------|-----------|----------|
| 4 出席
委員 | 1番 鷺見幸生 | 2番 杉本道哉 | 3番 川端 敦 |
| | 4番 田中昭一 | 5番 高橋 智 | 6番 森長正徳 |
| | 7番 西田勝敏 | 8番 佐藤弘之 | 9番 河端英利 |
| | 10番 松田一博 | 11番 橋口善一郎 | 13番 奥野宏栄 |
| | 14番 中道雅彦 | 15番 北川正則 | |
| 5 事務局
説明員 | 局長 青木祐次 | 主査 鈴木 渉 | |

局長 皆さま、ご起立願います。
一同、礼。よろしくお願いいたします。
ご着席ください。

局長 ただいまから令和6年第4回総会を開会いたします。
開会にあたりまして、佐藤会長からご挨拶をいただきます。

会長 挨拶

局長 これからは、会議規則第4条の規定により、会長が総会の議長となり、議事を進行していただきます。
よろしくお願いいたします。

議長 本日招集いたしました令和6年由仁町農業委員会第4回総会の出席者は14名です。

議長 委員の過半数に達しておりますので、会議規則第6条の規定により、第4回総会は成立いたしました。
それでは、本日の議事日程に基づき執り進めます。

議長 日程第1、議事録署名委員を会議規則第13条第2項の規定により私から指名いたします。
6番 森長委員、9番 河端委員を指名いたしますが、ご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
次に、日程第2、会期の決定についておはかりいたします。本日の総会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 意義ないものと認めます。
よって、本総会の会期は本日1日限りといたします。

議長 それでは、日程第 3、議案第 1 号『土地の賃貸借解約通知について』を議題といたします。
 事務局から内容の説明を求めます。

 (議案朗読)

局長 議案第 1 号『土地の賃貸借解約通知について』
 土地の賃貸借について、合意解約の通知があったので、審議決定を求めるものであります。
 内容については、鈴木主査から説明させますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

 (内容説明)

主査 議案第 1 号について、ご説明いたします。
 農地の賃貸借の解約は農地法で制限されているため、解約する場合については、農地法第 18 条第 1 項の規定により原則として農業委員会の許可を受ける必要があります。ただし、貸主、借主双方の合意による解約で土地の引渡しの時期が、合意が成立した日から 6 か月以内であり、かつ、その内容が書面で明らかな場合は、農業委員会の許可がなくても解約できることとなっており、この場合には、農地法第 18 条第 6 項の規定により合意による解約をした日の翌日から 30 日以内に必要事項を記載した通知書を農業委員会に提出することとされていることから、議案資料で添付した『解約通知書』の内容を確認していただき、この度の合意解約が適正か否かを審議していただきます。

 議案の 2 ページをお開きください。

 1 番、貸主は由仁町東栄の■■■■氏、借主は古川自治区の■■■■氏でございます。

 土地の所在は、古川 125-1 の 1 筆の田で、面積は 51,000 m²です。

 議案資料の 1 ページをお開きください。

 『解約通知書』については、12 月 27 日付けで提出があり、合意解約の成立した日及び土地の引渡しの日も同日に行われるものであります。

 土地の引渡しの時期が、合意が成立した日から 6 か月以内、また解約をした日の翌日から 30 日以内の通知書の提出要件について、全て適正に行われています。

 以上で議案第 1 号の 1 番の説明を終わります。

議長 議案第1号の1番の内容の説明が終わりましたので、質疑に入ります。
ご質問等ございませんでしょうか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。
議案第1号の1番については、当農業委員会として解約通知書のとおり合意解約は適正であると認めることにご異議ございませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、議案第1号の1番については、当農業委員会として適正に合意解約手続きが行われていると認めることにいたしました。

議長 ここで議案第1号の2番を議題とする前に、会議規則第10条の関係から[REDACTED]には退席していただき、議事を進めます。

[REDACTED]

議長 それでは、議案第1号の2番の議事を進めます。
事務局から内容の説明を求めます。

主査 2番、貸主は東三川自治区の[REDACTED]氏、借主は[REDACTED]で
ございます。

土地の所在は、東三川 2788、2798 の2筆の田で、合計面積は
28,292 m²です。

議案資料の2ページをお開きください。

『解約通知書』については、4月10日付けで提出があり、合意解約の成立した日及び土地の引渡しの日も同日に行われるものであります。

主査 なお、土地の引渡しの時期が、合意が成立した日から 6 か月以内、また解約をした日の翌日から 30 日以内の通知書の提出要件について、全て適正に行われています。

以上で議案第1号の2番の説明を終わります。

議長 議案第1号の2番の内容の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

ご質問等ございませんでしょうか。

各委員　ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。

議案第 1 号の 2 番については、当農業委員会として解約通知書のとおり合意解約は適正であると認めることにご異議ございませんか。

各委員　ありません。

議長 異議ないものと認めます。

よって、議案第1号の2番については、当農業委員会として適正に合意解約手続きが行われていると認めることにいたしました。

議長 議案第 1 号の 2 番については、当農業委員会として適正に合意
解約手続きが行われていると認めることにいたしましたので、
に報告します。

議長 次に、日程第４、議案第２号『旧農業経営基盤強化促進法第
18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について』を議題
といたします。

事務局から内容の説明を求めます。

(議案朗読)

局長

議案第2号『旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について』

旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、由仁町より決定を求められた別紙農用地利用集積計画の決定について、その可否の決定を求めるものでございます。

内容については、鈴木主査から説明させますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

(内容説明)

主査

議案第2号について、ご説明いたします。

本件は、所有権移転の売買が15件、賃貸借が6件の農用地利用集積計画です。

利用権の設定時期については、集積計画公告予定日の5月1日です。

本件の譲受人及び借受人である農業者は、農用地利用集積計画の内容が由仁町の基本構想に適合する。

全ての農用地について耕作または養畜を行う。

農作業に常時従事する。

対象農地の関係権利者の同意が得られていること。

の各要件を全て満たしているものと判断しております。

それでは議案4ページをお開きください。

1番から次の5ページの10番については、農地保有合理化事業の賃貸期間満了による公益財団法人北海道農業公社からの売渡しに伴う所有権移転で、それぞれ令和元年度の5年タイプ事業でございます。

議長

ここで議案第2号の1番を議題とする前に、会議規則第10条の関係から [REDACTED] には退席していただき、議事を進めます。

[REDACTED]

議長

それでは、議案第2号の1番の議事を進めます。
事務局から内容の説明を求めます。

主査 1 番ですが、土地の所在は新光 363 から 364-3 までの 3 筆の田で、合計面積は 37,769 m²、売買価格は [REDACTED] 円です。
譲受人は、[REDACTED] 氏です。
以上で議案第 2 号の 1 番の説明を終わります。

議長 議案第 2 号の 1 番の内容の説明が終わりましたので、質疑に入ります。
ご質問等ございませんでしょうか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。
議案第 2 号の 1 番については、農用地利用集積計画により取り扱うことにご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、議案第 2 号の 1 番については、農用地利用集積計画により取り扱うことに決定いたしました。

[REDACTED]

議長 議案第 2 号の 1 番については、農用地利用集積計画により取り扱うことに決定いたしましたので、[REDACTED] に報告します。

議長 それでは、議案第 2 号の 2 番以降の議事を進めます。
事務局から内容の説明を求めます。

主査 2 番ですが、土地の所在は山柵 371-1 の 1 筆の田で、面積は 19,397 m²、売買価格は [REDACTED] 円です。
譲受人は、古川自治区の [REDACTED] 氏です。

3 番ですが、土地の所在は山柵 372 の 1 筆の田で、面積は 8,502 m²、売買価格は [REDACTED] 円です。
譲受人は、古川自治区の [REDACTED] 氏です。

主査

4 番ですが、土地の所在は岩内 1810-2 から 1810-5 までの 3 筆の田と 1 筆の畑で、合計面積は 35,663 m²、売買価格 [REDACTED] 円です。

譲受人は、岩内自治区の [REDACTED] です。

5 番ですが、土地の所在は岩内 1858、1859-1 の 2 筆の田で、合計面積は 77,489 m²、売買価格 [REDACTED] 円です。

譲受人は、山柵自治区の [REDACTED] 氏です。

6 番ですが、土地の所在は岩内 2218-2 から 2234 までの 7 筆の田と 2 筆の畑で、合計面積は 96,074 m²、売買価格 [REDACTED] 円です。

譲受人は、岩内自治区の [REDACTED] 氏です。

7 番ですが、土地の所在は西三川 876、877 の 2 筆の畑で、合計面積は 52,804 m²、売買価格 [REDACTED] 円です。

譲受人は、千歳市新川の [REDACTED] 氏です。

8 番ですが、土地の所在は本三川 1-1 から 12 までの 3 筆の田で、合計面積は 28,919 m²、売買価格 [REDACTED] 円です。

譲受人は、山柵自治区の [REDACTED] です。

9 番ですが、土地の所在は東三川 979-1 から 2003 までの 2 筆の田と 8 筆の畑で、合計面積は 36,999 m²、売買価格 [REDACTED] 円です。

譲受人は、東三川自治区の [REDACTED] です。

議案の 5 ページをお開きください。

10 番ですが、土地の所在は東三川 2681-2 の 1 筆の田で、面積は 21,711 m²、売買価格 [REDACTED] 円です。

譲受人は、東三川自治区の [REDACTED] です。

次の 11 番と 12 番については、先月 3 月の総会で決定し、公社が買入れを行うことに同意したことに伴う所有権移転でございます。

主査

11 番ですが、土地の所在は山形 442 から 451 までの 4 筆の田で、合計面積は 37,453 m²です。

売買価格は、[REDACTED] 円で、譲渡人は札幌市豊平区の [REDACTED] 氏で、譲受人は公益財団法人北海道農業公社です。

なお、事業参加者は山形自治区の [REDACTED] です。

12 番ですが、土地の所在は岩内 1863 から 1869 までの 6 筆の田と 2 筆の畑で、合計面積は 108,468 m²です。

売買価格は、[REDACTED] 円で、譲渡人は岩内自治区の [REDACTED] 氏で、譲受人は公益財団法人北海道農業公社です。

なお、事業参加者は同じ岩内自治区の [REDACTED] 氏です。

次の 13 番から 15 番については、4 月 10 日に開催された農地あっせん調整会議において所有権移転が決定された売買でございます。

13 番ですが、土地の所在は古川 124-2、125-1 までの 1 筆の田と 2 筆の畑で、合計面積は 53,349 m²です。

売買価格は、[REDACTED] 円で、譲渡人は東栄の [REDACTED] 氏で、譲受人は古川自治区の [REDACTED] 氏です。

議案資料の 3 ページをご覧ください。

農地は、古川地区の国道 234 号線の北側で、あっせん申出地①から③の白線で囲まれた農地です。

売買価格は、田・畑ともに 10a あたり [REDACTED] 円となっております。

議案の 5 ページにお戻りください。

14 番ですが、土地の所在は古川 139-2 から 177-4 までの 2 筆の田と 11 筆の畑で、合計面積は 17,317.70 m²です。

売買価格は、[REDACTED] 円で、譲渡人は古川自治区の [REDACTED] 氏で、譲受人は同じ古川自治区の [REDACTED] 氏です。

議案資料の 4 ページをご覧ください。

農地は、古川地区の町道古川北線の東側で、あっせん申出地①と②、④、⑥から⑬、⑮と⑯の白線で囲まれた農地です。

売買価格は、あっせん申出地①と②、⑥、⑦から⑬、⑮の畑が 10a あたり [REDACTED] 円、あっせん申出地④と⑯の田が 10a あたり [REDACTED] 円となっております。

主査

議案の5ページにお戻りください。

15 番ですが、土地の所在は古川 139-7 から 177-1 までの 3 筆の畑地化済の交付金対象外の田で、合計面積は 17,750 m²です。

売買価格は、[REDACTED] 円で、譲渡人は古川自治区の [REDACTED] 氏で、譲受人は同じ古川自治区の [REDACTED] 氏です。

議案資料の4ページをご覧ください。

農地は、古川地区の町道古川北線の東側で、あっせん申出地③と⑤と⑭の白線で囲まれた農地です。

売買価格は、10a あたり [REDACTED] 円となっております。

議案の6ページをお開きください。

16 番以降については、賃貸借の案件です。

16 番から 19 番については、2 月の総会で決定し、公益財団法人北海道農業公社が買入した農地を農地保有合理化事業参加者に対し賃貸借するものです。

16 番ですが、土地の所在は山柵 151-1 の 1 筆の田で、面積は 4,930 m²です。

賃貸借期間は、令和 11 年 2 月 28 日までの 5 年間で、賃貸借料は、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、公益財団法人北海道農業公社、借主は、事業参加者の山柵自治区の [REDACTED] 氏です。

17 番ですが、土地の所在は山柵 386-1 から 434 までの 6 筆の田と 2 筆の畑で、合計面積は 128,498 m²です。

賃貸借期間は、令和 11 年 2 月 28 日までの 5 年間で、賃貸借料は、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、公益財団法人北海道農業公社、借主は、事業参加者の山柵自治区の [REDACTED] 氏です。

18 番ですが、土地の所在は山柵 387 の 1 筆の田で、面積は 19,697 m²です。

賃貸借期間は、令和 11 年 2 月 28 日までの 5 年間で、賃貸借料は、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、公益財団法人北海道農業公社、借主は、事業参加者の古川自治区の [REDACTED] 氏です。

主査 19 番ですが、土地の所在は古山 322-1 から 323-1 までの 5 筆の田で、合計面積は 48,758 m²です。

賃貸借期間は、令和 11 年 2 月 4 日までの 5 年間で、賃貸借料は、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、公益財団法人北海道農業公社、借主は、事業参加者の古山自治区の [REDACTED] 氏です。

議長 ここで議案第 2 号の 20 番を議題とする前に、会議規則第 10 条の関係から [REDACTED] には退席していただき、議事を進めます。

[REDACTED]

議長 それでは、議案第 2 号の 20 番の議事を進めます。
事務局から内容の説明を求めます。

主査 20 番ですが、土地の所在は東三川 2798、2799 の 2 筆の田で、合計面積は 28,278 m²です。

賃貸借期間は、令和 6 年 11 月 30 日までの 1 年間で、賃貸借料は、10a 当たり [REDACTED] 円、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、東三川自治区の [REDACTED] 氏、借主は、[REDACTED] 氏で更新の案件です。

以上で議案第 2 号の 20 番の説明を終わります。

議長 議案第 2 号の 20 番の内容の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

ご質問等ございませんでしょうか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。
議案第 2 号の 20 番については、農用地利用集積計画により取り扱うことにご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 おはかりいたします。

本日予定しておりました議案については、すべて終了いたしましたので、総会を閉会とし、その他の事項については、閉会后引き続き協議いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。

よって、本日の総会は、これをもって閉会といたします。

(閉会時間 19 時00分)

議事録署名委員

6 番 萩原 正徳



9 番 河端 英利

